

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)(閉じこもり予防型)

【事業者指定】

| | | |
|----|-------------|---|
| 1 | サービス提供の目的 | 短時間・定期的な通所で、活動性を確保し生活リズムの回復や機能維持を図る また、家族の介護疲れ回復をはかる。地域の一般介護予防事業への移行をめざす |
| 2 | サービス内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導(通所時間中1時間以上は軽運動やアクティビティ等にあてる) ※軽運動:元気アップ体操、元気アップトレーニング ・通所介護と一体的な実施可 ・食事や入浴の提供は事業者が選択 ・送迎付き |
| 3 | 想定される対象者 | ADLは自立しているが、日常の活動性が低下し生活リズムが崩れている者や軽い物忘れがあり不安に感じている者 |
| 4 | 利用回数 | 週1～2回 |
| 5 | 利用時間 | 半日程度 |
| 6 | 単価等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者・要支援1:週1回程度 (1月につき1,166単位×10円=11,660円) ・要支援2:週2回程度 (1月につき2,391単位×10円=23,910円) ・日割、同一建物減算、定員超過減算あり(介護保険に準ずる) |
| 7 | 利用者負担 | 介護給付の利用者負担割合 (1割。一定以上所得の利用者には2割) |
| 8 | サービス費用の請求方法 | 毎月、国保連に請求 |
| 9 | 併用できるサービス | 訪問型サービス、通所型サービスB |
| 10 | 限度額管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・限度額管理の対象 ・国保連で管理。(限度額は移行型と同じ) |
| 11 | サービス提供者 | 介護予防通所介護事業者の従事者 |
| 12 | 指定基準 | <p>○人員 管理者:常勤・専従1(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) 従事者:参加者15人までは、専従1以上。 それ以上の場合は従事者を増員し、参加者の安全に配慮する(管理者との兼務可能)</p> <p>○設備 ・サービスを提供するために必要な場所 ただし、通所介護と一体的に実施する場合は3㎡×利用定員(本事業と通所介護と介護予防通所介護の利用者の合計)以上 ・必要な設備・備品</p> <p>○運営 利用者との契約 個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供</p> |
| 13 | 備考 | ※ 教材費、食費などの実費は報酬の対象外(利用者負担) |